

廃棄物管理責任者選任(変更)届の記入方法

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例12条の規定に基づき、減量化等計画書の提出対象事業者は、当該事業用建築物から発生する事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する業務を行わせるため、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出ていただいております。

この届出の対象は、減量化等計画書の提出と同様に次のとおりです。

- ①消防署で管理しているデータから、建物の延べ床面積が1,000㎡以上の事業所を使用する事業者
- ②本市のごみ処理施設への搬入実績、または一般廃棄物収集運搬許可業者の搬入予定量から、年間36t以上の 搬入実績・予定のある事業者

上記の①②の条件に該当しない場合は提出の対象外となりますので、電話で御連絡いただくか、その旨を余白に記入して御返送ください。

既に届け出ている廃棄物管理責任者の氏名、役職、連絡先等に変更がない場合は、毎年度届け出る必要はありません。

なお、届出後、年度途中で廃棄物管理責任者が変更になった場合には、廃棄物管理責任者変更届により変更後30日以内に届け出てください。

記入方法	
注意1	・市内に支社(店)等が複数あり、同一人の廃棄物管理責任者を選任する場合でも各事業用建築物ごとに届け出てください。 ・「届出者」は、本社(店)の代表、支社(店)の代表、どちらでも構いませんが、廃棄物管理責任者を選任できる立場の代表者名等を記入してください。 ・建物の所有者とは別に使用者が複数あり、それぞれが独自にごみ処理している場合(例:1階が店舗、2階が医療機関、3階がビルのオーナー住居であり、それぞれ別の業者に委託している場合など)で、各使用者の使用面積としては1,000㎡未満になる場合は、届出の対象外となりますので、電話で御連絡いただくか、その旨を余白に記入して御返送ください。
注意2	「事業者の名称」は、当該事業用建築物で事業活動を行っている市内の事業者の名称を記入してください。
注意3	「所在地」は、当該事業用建築物がある市内の住所を記入してください。
注意4	廃棄物管理責任者は、届出者から選任を受けた者の氏名、役職、連絡先を記入してください。
注意5	「選任年月日」は、本年4月1日以降で提出日までとしてください。 (届出の期間は、選任(変更)後30日以内としておりますが、年度当初の届出は、減量化等計画書の提出に合わせて依頼していますので、30日を超過していても差し支えありません。)
注意6	変更届を提出する場合に前任の責任者と変更理由を記入してください。

廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者は、多量排出事業者から発生する事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者を選任し、減量化、資源化及び適正処理に関する業務の担当者になります。

主な業務内容は次のとおりです。

- ①当該多量排出事業者でのごみの減量化、資源化及び適正処理に係る指導及び助言に関すること。
- ②事業系一般廃棄物の保管場所(資源化が可能な物を分別し、保管するための場所を含む。)の管理運営に関すること
- ③減量化等計画書の作成・協力に関すること
- ④一般廃棄物収集運搬業者との契約による場合は、その管理運営に関すること
- ⑤市の施策への協力に関すること